

菊池市広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、菊池市広告掲載事業実施要綱(平成20年告示23号)第4条第2項に規定する基準として必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広告掲載事業において掲載する広告は、社会的信用度が高く市民福祉の理念に沿うものであり、市民に不利益を与えないものとする。

2 広告の内容及び表現は、信用性と信頼性のある適切なものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する者
- (4) 商品先物取引
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の事業者
- (8) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(掲載を承認しない広告)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 第2条の趣旨にかんがみて適当でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法令並びに条例及び規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - エ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - オ 選挙、政党、政治団体等又は政治活動に関連するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、市民を惑わせたり、不安をあたえるおそれのあるもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの

ケ 市の広告事業の円滑な運営に支障を与えるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 根拠のない表示や誤解を招くような表現のもの

イ 射幸心を著しくあおる表現のもの

ウ 人材募集の広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの

ウ 残忍な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの

エ ギャンブル等を肯定するもの

オ 青少年の健全育成に有害なもの

(広告内容及び表示等の基準)

第6条 広告の具体的な表示内容等については、掲載の都度、別表の各項目について検討し判断するものとする。

(規制業種の企業による規制業種に関連するもの以外の広告)

第7条 本基準第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

(別表)

業種・商法・商品	表示内容の制限
1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2 語学教室等	習得の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

	例：1箇月で確実にマスターできる等
3 学習塾、予備校等(専門学校を含む。)	合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。
4 外国大学の日本校	日本の学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学ではないことを明確に表示する。
5 資格講座	<p>(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。また、該当する資格が国家資格ではないことを明確に表示する。</p> <p>(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。また、資格取得には、別に国家試験を受ける必要があることを明確に表示すること。</p> <p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤解される表示はしない。</p>
6 病院、診療所、助産所	<p>(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>(3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。</p> <p>(4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>(5) 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告することができない。</p>

	<p>(6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。</p>
<p>7 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)</p>	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、神経機能障害に対する治療、美容、審美眼、美顔術、メイクアップ等)の広告は掲載できない。</p>
<p>8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)</p>	<p>(1) 薬事法(昭和35年法律第145号)第66条及び第68条に定める</p> <p>(2) 規定に該当する広告は掲載できない。</p> <p>(3) 医薬品等適正広告基準(昭和55年薬発第1339号厚生省薬務局長通知)に抵触する広告は掲載できない。</p>
<p>9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品</p>	<p>(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第20条の規定により、食品、添加物、器具又は容器包装に関して、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示、広告はできない。</p> <p>(2) 健康増進法(平成14年法律第103号)第32条の2の規定により、食品として販売に供する物に関して広告するときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項について、</p>

	著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示はできない。
10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等(介護老人保健施設を除く)	<p>(1) サービス全般(介護老人保健施設を除く)</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他、サービスを利用するに当たって、「菊池市受託事業者」など、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(2) 有料老人ホーム</p> <p>(1)に規定するもののほか、</p> <p>ア 有料老人ホームについては、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、指針の別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年度公正取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
11 墓地等	市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
12 不動産事業	ア 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第32条及び第33条に定める誇大広告等の禁止又は広告の開始時期の制限に違

	<p>反する広告を行ってはならない。</p> <p>イ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>ウ 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、宅地建物取引業法による認可免許証番号等を明記する。</p> <p>エ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記する。</p>
13 弁護士、税理士、公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
14 旅行業	登録番号、所在地、補償の内容を明記するとともに、行程にない場所の写真等、不当表示に注意する。
15 通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。
16 雑誌・週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の観点から適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉や社会を騒がせるような言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>

17 映画・興行等	<p>(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 衝撃的、残酷な表現、表示等は使用しない。</p> <p>(5) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
18 占い・運勢判断	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。</p> <p>(3) 料金や販売について明示する。</p>
19 結婚相談所・交際紹介業	<p>(1) 結婚情報サービス協議会(MISC)に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。</p> <p>(2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
20 調査会社・探偵事務所等	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
21 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。</p>
22 募金等	<p>(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p>

	<p>(2) 主旨を明確に表示すること。</p> <p>例：「 募金は、 大臣(又は知事)の許可を受けた募金活動です。」</p>
<p>23 質屋・チケット等再販売業</p>	<p>(1) 個々の相場、金額等は表示しない。</p> <p>例： のバッグ 円、航空券熊本～東京 円等</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>
<p>24 トランクルーム及び貸し収納業者</p>	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であること。</p> <p>(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、倉庫業法に基づくトランクルームではないことを明確に表示すること。</p>
<p>25 ダイヤルサービス</p>	<p>ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。</p>
<p>26 その他 表示についての注意点</p>	<p>(1) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。例：「メーカー希望小売価格の %引き」等</p> <p>(2) 比較広告は、主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠資料等添付)</p> <p>(3) 無料で参加・体験できる広告で、別途費用がかかる場合には、その旨表示すること。</p> <p>(4) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認められない。また、法人格を有しない団体については、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権については、無断使用がないか確認する。</p> <p>(6) メーカー希望価格の存在しないもの(貴金属・宝石等)については、虚偽の表現に注意する。公正取引委員会への確認を必須条件とする。</p>

	<p>(7) 未成年の摂取を禁止しているアルコール飲料等の嗜好品については、未成年者の飲酒禁止等の文言を明確に表示する。</p> <p>表示内容について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第4条第1項各号に抵触するおそれがある場合及び菊池市広告審査委員会が指示した場合は、熊本県消費生活センター及び熊本県食の安全消費生活課のいずれかに相談すること。</p>
--	---